

# 大阪狭山市立南第一小学校 学校協議会設置要項

大阪狭山市立南第一小学校

## 第一条 (設置)

大阪狭山市立南第一小学校に学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 第二条 (趣旨及び目的)

協議会は、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより開かれた学校づくりを進めるために設置するものである。

また、協議会は、校長の求めに応じて、保護者や地域住民が参加して多様な観点から意見交換を行うことにより、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善に資することを目的とする。

## 第三条 (役割)

協議会は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べる。

- 一 学校運営全般に関すること。
- 二 学校教育自己診断及び診断結果に基づく学校運営の改善の方策等に関すること。
- 三 その他、前条の趣旨を実現するために必要なこと。

## 第四条 (委嘱)

協議会は、学校教育に対する理解と見識のある保護者や地域住民、有識者等から毎年校長が推薦し、市教育委員会が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の人数は五人を標準とする。

## 第五条 (任期等)

委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 特別の事情がある場合、校長は任期の途中で委員を解任することができる。
- 3 校長は、委員に欠員が生じたとき、新たな委員を推薦することができる。この場合任期は前任者の残任期間とする。

## 第六条 (会議の運営等)

委員の中から会長を互選する。

- 2 会長は、校長の求めに応じて協議会を招集する。
- 3 会長は、校長の提示した協議議題について、意見を述べるために会議を運営する。
- 4 校長は、協議事項について説明し、必要に応じて意見を述べる。
- 5 協議会は必要に応じ、校長の同意を得て、委員以外から意見を聴取することができる。
- 6 校長は、協議会で出された意見や提言について校内で検討し、その結果を協議会に説明する。

- 7 学校は、協議事項や協議会で出された意見・提言について、保護者や地域社会に広く情報提供を行う。
- 8 協議会は、少なくとも各学期に一回以上開催する。
- 9 協議会は原則として公開とする。ただし学校運営への支障やプライバシーの侵害のおそれがあるなどの場合は、非公開とすることができる。
- 10 校長は、委員の委嘱や協議会の運営について、必要に応じ教育委員会と協議を行う。

第七条 (守秘義務等)

校長は、委員に対して、協議会において知り得たことについて守秘義務を課すことができる。

第八条 (事務局)

協議会の事務局は学校に置き、協議会に関する庶務を行う。

第九条 (その他)

この要項に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、校長が定めるものとする。

附則 この要項は、平成16年4月1日から施行する。